

平成25年第9回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成25年 9月25日(水)
午前9時30分 から 午前10時15分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(13名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(2名)

4番	大仁田金次	7番	山本政人
----	-------	----	------
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第4. 議案第24号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について
 - 日程第5. 議案第25号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第6. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成25年第9回の農業委員会総会を開会致します。
はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 おはようございます。毎日暑い日が続いております。環太平洋連携協定 TPP 交渉が大詰めを迎えているようでございます。日本提案重要5品目の攻防が続いているようでございます。日本が関税撤廃に応じる品目の割合を示す自由化率を協定発効を一年間は75%と各国に提案していたことがわかりました。なお、12カ国各国との駆け引き曲折がなお予想されます。後の審議はよろしく願いを申し上げます。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は4番大仁田金次委員さん、7番山本政人委員さんが欠席で
ございます。出席委員は15名中13名で定足数に達しております
ので、総会は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務め
るとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願い致
します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 はい、議事録署名委員及び総会書記の指名について
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書
記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、3番の錦戸幸春委員さんと5番の内尾明美委員さん
にお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の
吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2. 議案第22号 農地法第3条の規定による
許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

- 事務局 はい、日程第2．議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。
- 3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから6ページに図示しております。
- 申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町富岡の田2筆490㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は非農家であり耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか権利取得後の面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。
- 議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。
- 13番 はい。
- 議長 はい、どうぞ。春本さん。
- 13番 先日譲受人の方と連絡とりまして9月19日に現地確認に行きました。現地は二筆とも譲受人農地の隣接地であり一部は譲受人の農地への作業道として使用され、その他の土地は雑草が生えておりました。売買後は農地として効率的に利用したいとの事でございます。譲受人は定年後農作業に従事されており、今後農地として維持管理されることと思われます。以上私の経過報告致します。
- 議長 はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見ございませんか。(ありませんの声あり)
- はい、それではこの件につきまして賛成の方は挙手を求めます。
- (全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、許可することに致します。次に日程第3、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。8ページをお開き下さい。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は坂瀬川の畑1筆426㎡です。転用の目的は個人宅地です。転用しようとする理由の詳細は、現在、借受人はアパート住まいをしているが、子供たちも大きくなり今のアパートでは手狭になってしまうため、貸渡人である父が所有する農地を借り受け、新居の建築をしたいと考え今回の申請となった。申請地は、国道・町道に面し交通の便が良く、実家の近い場所にあり他に代替えとなる土地もないことから、住宅用地として利用したい。というものです。場所及び資料につきましては9ページから11ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地の除外地域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由からで第2種農地と判断しております。又今回は農地の嵩上げ整地をしてあり始末書を添付しての申請です。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手を求めます。

3 番 はい

議 長 はい、どうぞ。錦戸さん。

3 番 この物件についてはですね、貸渡人が今月の始めに私の所に尋ねてこられまして、こういうことだからよろしくお願ひします。という事でお願いに来られました。

現地はですね、もう既に数十年前に嵩上げ周辺も宅地化されておりますし周辺この図面の前後も既に宅地化されておまして何ら障がいになることはないと思いますのでよろしくご審議いただきますようお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他にこの件についてご意見のある方は、挙手をお願いを致します。

1 4 番 はい。

議 長 はい。どうぞ。

1 4 番 ちょっと錦戸さんにお尋ねしたいんですが、今あのう〇〇の〇〇ちゅうかストアがありますね、〇〇〇〇〇〇がありますがあその店の横になるんですか。

3 番 いいえ。

1 4 番 どこですか大体。

3 番 あれはですね、〇〇〇〇の〇〇〇の二つ先ですね。

1 4 番 そこは、お店はどこになるんですかね。

3 番 〇〇〇の〇〇がそれになっとですね。

1 4 番 はい、わかりました。

議 長 他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。

議 長 無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございますので許可相当として県知事に意見を送付致します。

続きまして、日程第4議案第24号農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてを上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4議案第24号農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてご説明致します。今回4回に亘り町の方から判断の依頼が参っておりますので依頼案件毎にご説明致しますが、1件目、2件目につきましては同じ地区内ですので、一括で説明致します。

議案書の13ページから22ページになります。13ページをお開き下さい。まず1件目が平成25年8月20日付けで荅北町長から農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が10筆について農業委員会会長あてにございました。この通知に基づき今回議案書の17ページにあります10筆の農地について、農地に該当するか否かを審議していただくものです。続きまして2件目ですが、18ページをお開き下さい。平成25年8月28日付けで荅北町長から農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が19筆について農業委員会会長あてにございました。この通知に基づき今回議案書の22ページにあります19筆の農地について、農地に該当するか否かを審議していただくものです。農地に該当するか否かの判断基準につきましては机上にお配りしておりますので参考にさせていただきたいと思えます。また、対象農地は農業振興地域内の農用地区域内と農用地区域外の農地があります。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。本件につきましては農林水産省経営局長通知による判断基準の中で、現況確認につきましては、第2事務手続き4において農業委員1名以上を含む複数の者によって行うものとされております。そこで担当委員と事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員さんより2件の案件について1件毎に説明をお願いを致します。

5番 はい。

議長 はい、どうぞ。

5番 あのう9月2日ですね坂瀬川地区の委員3名と事務局2名の合計

5名で耕作放棄地の非農地に係る調査を致しました。場所は坂瀬川の字〇〇〇です。当該地については以前は野菜とかみかんとか枇杷とかが栽培されて利用されていた農地であります。長年に亘って耕作されていないため、本当にもう竹や雑木が生い茂り入っていくのがやっとのくらいの荒廃した状況でございました。現状からは、作業道がないため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われ、基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地ということで、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であるということから、農地とみなさないことで全員一致しました。以上の観点から、当該農地は非農地として取扱うことが適当であることを確認し調査を終了致しました。以上報告致します。

議 長 はい。ありがとうございました。只今の2件の案件につきましては、担当委員さんから、事務手続き第3の1により、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件が著しく困難であることから農地に該当しない旨の意見がございましたが他にご意見がございましたら挙手をお願いを致します。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、2件ございますのでまず第1件目の10筆について農地には該当しないということに賛成の方は挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので1件目につきましては、農地には該当しないということに決定致します。

続きまして2件目の19筆について農地には該当しないということに賛成の方は挙手をお願いをいたします。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございますので2件目につきましても農地に該当しないように決定致します。

失礼致しました今内尾委員さんから1件目をご説明をいただきま

したので続きまして2件目のご説明をお願い致します。

5 番 一件目と大体同じような内容ですけど非常に本当に長年利用されていない農地でありまして竹や雑木が生い茂っていて荒廃している現状なんです。現状からはどうしても農業用機械とか人力及び耕起をすることは整地不可能と思われ基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画されていない土地であるということで、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから農地とはみなさないことで一致を致しました。以上の観点からこちらの方も当該農地は非農地として取り扱うことが適当であることを確認し調査を終了した次第です。以上です。

議 長 どうも有りがとございました。大変失礼を致しました。続きまして只今ご説明をいただきました2件目の19筆について農地に該当しないということに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございますので2件目につきましても農地に該当しないということに決定致します。
続きまして第3件目を事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の23ページから29ページになります。23ページをお開き下さい。平成25年8月29日付けで苓北町長から農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が28筆について農業委員会会長あてにございました。この通知に基づき今回議案書の29ページにあります28筆の農地について、農地に該当するか否かを審議していただくものです。また、対象農地は農業振興地域内で農用地区域外の農地であります。以上で説明を終わります。

議 長 この件につきまして担当委員さんと事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員さんより説明をお願いします。

10番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

10 番 このことにつきまして9月5日委員3名と事務局2人（実際は1人）で調査に参りました。当該地につきましては一見山かと思いましたが、以前は野菜畑、ミカン畑等として利用されていた農地であるが長年に亘り耕作されていないため竹や雑木が生い茂り荒廃している。現状からは、作業道がないため人力及び農業機械では耕起、整地は不可能と思われ基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画されていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから、一部を除き農地とはみなさないことで一致した。なお、1. 2については、荒廃はしているものの農地として復元可能と思われ、また、9. 20. 25ないし27については一部面積において耕作がされているため農地と判断した。以上の観点から、3～8、10～19、21～24、28の農地は非農地として扱うことが適当であることを確認し、調査を終了した。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。只今の件につきましては、担当委員さんから、28筆中21筆について事務手続き第3の1によりその土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件が著しく困難であることから農地に該当しない。また7筆については農地として復元可能である旨の意見がございましたが他にご意見がございましたら挙手をお願い致します。
ございませんか。（ありませんの声あり）
無いようでございますので、21筆について農地には該当しないということに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、第3件目につきましては、28筆中21筆について非農地と決定を致します。

続きまして第4件目を事務局より説明を求めます。

事務局 はい、議案書の30ページから34ページになります。30ページをお開き下さい。平成25年9月5日付けで苓北町長から農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が11筆について農業委員会会長あてにございました。この通知に基づき今回議案書の34ページにあります11筆のうち10筆の農地に

について、農地に該当するか否かを審議していただくものです。町長から依頼がありました農地のうち1筆につきましては植林がされておりますので転用となり通知第4の2により判断の対象からは除外しております。また、対象農地は農業振興地域内で農用地区域内と農用地区域外の農地があります。以上で説明を終わります。

議 長 この件につきまして担当委員と事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員さんより説明をお願いを致します。

9 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

9 番 この分については、9月9日福田委員、塚田委員、私それと事務局から田尻職員が調査を致しました。当該地につきましては里道が真ん中にはいっとるわけですが、それも通行不可能といいますか、鎌で払い払い行かなければ通られない状況でございまして、昔は野菜畑、みかん畑等として利用されていた農地でございますが長年に亘り耕作されていないため、雑木が生い茂り荒廃している現状であります。現状からは、作業道がないため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われま。基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから、一部を除き農地とはみなさないことで一致致しました。なお、2. 4. 5については一部面積において耕作されているため、農地と判断致しました。以上の観点から1. 3. 6から10の農地は非農地として取り扱うことが適当であることを確認し調査を終了した次第でございます。なおこの調査には、〇〇〇〇さんの娘さんであります〇〇〇〇さんを立会にお願いしてあります。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。只今の件につきましては、担当委員さんから、10筆中7筆について事務手続第3の1によりその土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件が著しく困難であることから農地に該当しない。また3筆については農地として復元可能である旨のご意見がございましたが他にご意見がございましたら挙手をお願いを致します。ございませんか。

議 長 無いようでございますので、7筆については農地には該当しないということに賛成の方は挙手をお願いを致します。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。
全員賛成でございますので、第4件目につきましては、10筆中7筆について非農地と決定致します。
続きまして日程第5、議案第25号農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。事務局に説明をお願いを致します。

事務局 それでは、日程第5 議案第25号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。37ページをお開き下さい。

新規設定で整理番号1番から6番までございます。

利用権の設定を受ける者は、1番、2番が個人で3番から6番が円滑化団体です。設定する土地の所在は1番が白木尾の畑1筆2, 446㎡、2番が志岐の田、1筆2, 044㎡、畑1筆418㎡です。3番が志岐の田2筆3, 820㎡、4番が富岡の畑3筆2, 503㎡、5番が都呂々の田1筆596㎡、6番が都呂々の田2筆1, 192㎡です。利用権の種類は賃借権で3番が期間借地です。利用内容は1番がレタス、2番が水稻、レタス、3番、4番、5番がレタス、6番が水稻作付です。期間は1番が10年3ヶ月、2番が5年3ヶ月、4番、5番が10年3ヶ月5番、6番が6年3ヶ月です。38ページをお開き下さい。再設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は円滑化団体です。設定する土地の所在は都呂々の田1筆586㎡です。利用権の種類は賃借権で利用内容は水稻作付です。期間は6年3ヶ月です。

39ページをお開き下さい。転貸で新規設定、再設定で円滑化団体が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。

40ページお開き下さい。所有権移転で1件ございます。移転を受ける者は個人で、移転をする者は農業公社です。土地の所在は白木尾、地目は田1筆1, 462㎡、畑2筆1660㎡、合計3筆3, 122㎡です。対価等につきましては議案記載のとおりです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のあ

る方は挙手をお願いを致します。

議 長 ございませんか。
無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、許可することに致します。

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願いをいたします。

事務局 はい、それでは、その他の事項でご説明致します。

(資料により説明する)

1. 農地転用許可不要届について
2. その他

次回農業委員会総会予定

平成25年10月25日(金) 午前9時30分

議 長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成25年第9回総会を閉会いたします。

閉会午前10時15分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____